

酒田～勝浦航路改善計画策定業務委託仕様書

令和7年5月

酒田市

目次

1	要旨	1
2	業務概要	1
	（1）業務の名称	1
	（2）委託業務概要	1
	（3）業務の目的	1
3	対象となる航路の概要	2
	（1）離島航路事業概要	2
	（2）島嶼の概要	2
	（3）定期船の概要	2
4	委託する業務の内容	2
	（1）現況調査	2
	（2）航路診断	3
	（3）経営診断	3
	（4）航路改善計画策定	3
	（5）航路改善協議会開催支援	3
	（6）打合せ協議	3
5	提出する成果品	3
6	委託業務の実施に関する事項	3

1 要旨

本仕様書は、定期船「とびしま」が運航する酒田～勝浦航路の航路改善方策を検討し、航路改善計画を策定するにあたり、事業者への委託に必要なとされる業務要件を示したものである。

2 業務概要

(1) 業務の名称

酒田～勝浦航路改善計画策定業務委託

(2) 委託業務概要

酒田～勝浦航路を利用する島民や観光旅客等の意向調査、航路診断及び経営診断、代替船の適切な要目を設定するための専門家への意見聴取などを実施し、「航路改善計画書」の原案を作成する。

(3) 業務の目的

酒田港と飛島を結ぶ、酒田～勝浦航路は、酒田市の離島である飛島と本土を結ぶ唯一の交通機関であり、住民の往来と生活に必要なあらゆる物資を輸送している。

本航路の使用船舶「とびしま」は平成22年7月に就航して以来、離島住民の本土への通院、工事のための往来、生活必需品輸送及び漁獲物出荷など、島民の生活を維持するための必要不可欠な生活の足として、定期航路を維持してきた。

就航から15年、計画的な船舶検査の実施や日々のメンテナンスにより、安全安心な運航を行ってきたところであるが、本航路の使用船舶は「とびしま」一隻のみで、冬期間の荒天時も含め通年航海を行っていることから、使用年数が経過するにつれ船体の老朽化が顕著になってきている。運転時間の累積に伴う使用限度部品も増え多大な修繕費が嵩んでくることが予想され、老朽化が進むことで突発的な故障や修繕費の増加リスクが高まっている。

近年、島民人口は減少の一途をたどっており、さらに、本航路は冬季の東北日本海特有の厳しい海象が続くことで連日欠航せざるを得ない状況が多く発生し、輸送人員の低迷は顕著である。

現状の経営環境のまま推移した場合、ますます厳しい経営状況となることが予想され、サービス水準の低下や航路収支の悪化により将来的な航路の維持・確保が困難な状況となることが懸念される。

本業務は、本航路の現状を改善し将来にわたり維持していくために、航路の現状や課題を把握し、老朽化が進む船舶の代替建造の検討も含め様々な観点から航路確保維持のために必要な改善方策を検討し、航路改善計画を策定することを目的とする。

3 対象となる航路の概要

(1) 離島航路事業概要

- ・ 航路名 酒田～勝浦
- ・ 事業者名 酒田市
- ・ 港間距離 39.34 km
- ・ 所要時間 1時間15分

(2) 島嶼の概要

- ・ 人口 133人(令和7年3月31日現在)
- ・ 主要な産業 漁業、観光
- ・ 概況 酒田港より北方39.34km、周囲12.0km、面積2.7km²、交通機関なし

(3) 定期船の概要

船名／船舶の種類	とびしま／貨客船	
船体	アルミニウム軽合金双胴型船型	
主要寸法	全長	39.41m
	全幅	10.00m
	深さ	3.80m
	総トン数	253トン
性能	最高速力	25.11ノット
	巡航速力	20.50ノット
	主機の種類	ディーゼル
	連続最大出力	1,740kW(2,367PS)×2基
旅客定員	230人	
就航年月日	平成22年7月17日	

輸送実績	R4年度	R5年度	R6年度
旅客	17,200.5人	19,023人	17,557.5人
貨物	1,437.5ト	1,180ト	1,178.5ト

4 委託する業務の内容

(1) 現況調査

- ・ 地域特性、社会動態の整理
人口動向や主要産業など地域特性、社会動態について既存資料等を活用し整理する。
- ・ 航路の現況利用実態把握
酒田～勝浦航路の就航状況や輸送量等、利用実態を整理する。
- ・ 先進事例調査
先進事例となる他航路の状況を整理する。

- (2) 航路診断
 - ・アンケート等による航路利用者等のニーズ把握
 - ・持続可能な航路としての問題・課題の抽出・分析
- (3) 経営診断
 - ・航路収支状況・現況の把握
 - ・利用者の将来見通し
 - ・財務専門家の参画による経営上の問題点の抽出・分析
- (4) 航路改善計画原案策定
 - ・航路経営の改善方策の検討
 - ・検討結果を踏まえた航路改善計画原案の策定
- (5) 航路改善協議会開催
 - ・航路改善計画原案を作成するにあたって航路改善協議会を開催し、協議会委員の意見を聴取する。開催にあたっては発注者と内容を協議すること。
 - ・協議会の開催は最大4回とし、資料の作成、開催経費の支出は受託者が行う。
- (6) 打合せ協議
 - ・業務を円滑かつ効果的に遂行するため随時打合せ協議を行うこととし、必要となる情報収集、資料作成等を行う。

5 提出する成果品

- (1) 打合せ記録簿・調査報告・会議説明資料 随時提出
- (2) 業務報告書（航路改善計画原案）
- (3) 報告書データ（電子媒体）

6 委託業務の実施に関する事項

- (1) 契約期間
契約の日から令和8年3月25日までとする。
- (2) 委託期間
契約期間に同じ。
- (3) 業務完了報告
業務が完了したときは業務完了報告書を提出し、発注者の検査を受けること。
- (4) 委託料
委託料は、業務完了後支払うものとする。受託者は、発注者が行う検査に合格したときは、発注者に対し請求書を提出するものとし、発注者は正当な請求書を受け取った日から30日以内に支払うものとする。
- (5) 個人情報の取り扱い
発注者は、この契約の履行に際し、酒田市情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。
- (6) 契約不適合責任
 - ①発注者が、検査完了後に当該目的物が契約の内容に適合していないことを発見し、当該目的物の検収日から起算して1年以内に受託者に具体的な契約不適合の内容を書

面で通知した場合は、受託者は、自らの裁量により当該契約不適合を修補するか、代替物を納入するか又は発注者が被った損害を賠償するものとする。

②前項の責任は、当該目的物の契約内容に適合しないものが、発注者の提供した本件資料等又は発注者の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、受託者がその資料等又は指示が不適當であることを知りながら告げなかった場合はこの限りではない。

(7) その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の内容に疑義が生じた事項については、発注者と受託者が協議して実施方法等を定めるものとする。